

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和5年6月8日（令和5年（行情）諮問第489号）

答申日：令和6年6月19日（令和6年度（行情）答申第160号）

事件名：「「陸上自衛隊における民事の態勢・体制に関する研究」研究成果（終了報告）について（報告）」の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「「陸上自衛隊における民事の態勢・体制に関する研究」に関し「行政文書ファイル等」（平成23年防衛省訓令第15号「防衛省行政文書管理規則」）に綴られた文書の全て。＊電磁的記録が存在する場合。その履歴情報を含む。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、「「陸上自衛隊における民事の態勢・体制に関する研究」研究成果（終了報告）について（報告）（研定第3号）（研本研第26号。26.3.13）（表紙を除く）」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であるが、別表2に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の概要

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年7月29日付け防官文第13798号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

（1）他にも文書が存在するものと思われる。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

そこで本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

（2）履歴情報の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、履歴情報が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

（3）特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度（行情）答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

- (4) 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

- (5) 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

- (6) ファイル数の特定に誤りがあるものと思われる。

本件対象文書が本来の電磁気記録形式でのファイル数は、開示決定通知書で特定された数より少ない可能性があるあるので、改めて特定すべきである。

### 第3 諮問庁の説明の概要

#### 1 経緯

本件開示請求は、「「陸上自衛隊における民事の態勢・体制に関する研究」に関し「行政文書ファイル等」（平成23年防衛省訓令第15号「防衛省行政文書管理規則」）に綴られた文書の全て。＊電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」（本件請求文書）の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、「「陸上自衛隊における民事の態勢・体制に関する研究」研究成果（終了報告）について（報告）（研定第3号）（研本研第26号。26. 3. 13）」を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成27年5月20日付け防官文第8299号により、「「陸上自衛隊における民事の態勢・体制に関する研究」研究成果（終了報告）について（報告）（研定第3号）（研本研第26号。26. 3. 13）」の表紙（以下「先行開示文書」という。）について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分を行った後、平成28年7月29日付け防官文

第13798号により、「「陸上自衛隊における民事の態勢・体制に関する研究」研究成果（終了報告）について（報告）（研定第3号）（研本研第26号。26.3.13）」の表紙を除く部分（本件対象文書）について、法5条3号に該当する部分を不開示とする原処分を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

なお、本件審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約6年9か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

## 2 法5条該当性について

原処分において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表1のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条3号に該当する部分を不開示とした。

## 3 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「他にも文書が存在するものと思われる」として、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、本件対象文書の電磁的記録は特定されたPDFファイルが全てである。
- (2) 審査請求人は、「履歴情報の特定を求める」とともに「「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める」として、いわゆる変更履歴情報及びプロパティ情報等についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、それらは、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。
- (3) 審査請求人は、「特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める」としているため、本件対象文書と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。
- (4) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

(5) 審査請求人は、「ファイル数の特定に誤りがあるものと思われる」として、改めての特定をするよう求めるが、ファイル数の特定に誤りはない。

(6) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年6月15日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年7月4日 審議
- ④ 令和6年5月22日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年6月12日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、表紙である先行開示文書を全部開示する先行決定を行った後、表紙を除いた部分である本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書のPDF形式以外の電磁的記録の特定及び不開示部分の開示を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

##### 2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件対象文書は、陸上自衛隊研究本部が保有しているPDF形式の電磁的記録であり、防衛省において、当該PDF形式以外に本件対象文書の電磁的記録は保有していない。

イ 本件対象文書は、当初、PDF形式以外の電磁的記録として作成したものであるが、研究成果の報告後は、誤編集を防止する観点から、PDF形式の電磁的記録として保存することとし、PDF形式以外の電磁的記録については廃棄した。

ウ 本件審査請求を受け、念のため、陸上自衛隊の関係部署において、書庫、倉庫及びパソコン上のファイル等の探索を行ったものの、本件対象文書のPDF形式以外の電磁的記録の存在は確認できなかった。

(2) 本件対象文書について、PDF形式以外の電磁的記録は保有していない旨の上記(1)の諮問庁の説明が不自然・不合理とはいえず、これを

覆すに足りる事情も認められない。

また、本件対象文書の探索範囲等も不十分であるとはいえず、更に審査請求人において本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書が存在するという具体的な根拠に関する主張等もないことからすると、防衛省において、本件対象文書及び先行開示文書の外に本件請求文書に該当する文書（PDF形式以外の電磁的記録）を保有しているとは認められない。

### 3 不開示部分の不開示情報該当性について

別表1に掲げる不開示部分のうち、別表2に掲げる部分を除く部分には、陸上自衛隊研究本部の実施する特定の研究の狙い、位置付け、スケジュール、実施体制及び研究経過並びに研究内容（現状認識、問題意識、対応姿勢、分析枠組み及び提言など）について、具体的に記載されていると認められる。

したがって、当該部分を公にすることにより、陸上自衛隊の問題意識の内容とその程度、着眼点、思考過程、検討の水準及び方向性などが推察され、実力組織としての自衛隊の存在や活動に否定的な立場の者が不当な圧力や干渉等を加えることにより、自衛隊の活動の阻害を企てることを可能ならしめるなど、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

しかしながら、別表2に掲げる部分は、原処分において既に開示されている部分と同旨、又は容易に推測できる内容が記載されていることから、これを公にしたとしても、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められない。

したがって、別表2に掲げる部分は、法5条3号に該当せず、開示すべきである。

### 4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 5 付言

本件は、審査請求から諮問までに約6年9か月が経過しており、諮問庁の説明を考慮しても、「簡易迅速な手続」による処理とはいいい難く、また、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

## 6 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書及び先行開示文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分のうち、別表2に掲げる部分を除く部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別表2に掲げる部分は、同号に該当せず、開示すべきであると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 太田匡彦, 委員 佐藤郁美

別表 1（原処分において不開示とした部分及び理由）

| 不開示とした部分                                                                     | 不開示とした理由                                                                                                                                           |
|------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 別紙第 1 の 2 頁，別紙第 2 の 4 頁， 5 頁， 7 頁及び 8 頁のそれぞれ一部                               | 陸上自衛隊の編成，運用及び防衛構想に資する研究に関する情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の現状，将来体制及び運用能力が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。         |
| 別冊の 2 頁ないし 1 8 頁まで， 2 0 頁ないし 2 8 頁まで， 3 1 頁， 3 4 頁ないし 3 9 頁まで及び 4 1 頁のそれぞれ一部 | 陸上自衛隊の運用に関する計画，情勢判断及び防衛構想に資する研究に関する情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の現状，将来体制及び運用能力が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。 |

別表 2（開示すべき部分）

| 別冊の頁     | 開示すべき部分                                                                    |
|----------|----------------------------------------------------------------------------|
| 8        | 上から 1 1 行目ないし 1 7 行目の前から 1 文字目ないし 9 文字目                                    |
| 3 1， 3 4 | 表の項目名，上段及び下段の表中の左から 1 列目及び 2 列目                                            |
| 3 5      | 表の項目名，上段の表中の左から 1 列目及び 2 列目，下段の表中の左から 1 列目の全て及び左から 2 列目の上から 1 行目ないし 1 4 行目 |
| 3 6      | 上段の表の項目名，上段の表中の左から 1 列目の全て及び左から 2 列目の上から 1 2 行目ないし 1 8 行目                  |
| 3 7      | 下段の表中の左から 1 列目                                                             |
| 3 8， 3 9 | 上段及び下段の表中の左から 1 列目                                                         |

（注）文字数の数え方については，「 」，（ ）や句読点も 1 文字として数え，空白は数えない。